

令和6年6月 河北町農業委員会総会（第6回）

令和6年6月25日（火曜日）午後4時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員			
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

1番 岡崎 学 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年6月25日（火曜日）午後4時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 4番 関 紀子 委員 5番 奥山 ちか子 委員

日程第2 議案の審議

報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第23号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（嶋田）

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、事務局長が出張のため欠席となります。それでは、只今から令和6年6月河北

町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

ご苦勞様です。皆さんの方でも、これから暑くなりますので体調等留意されて、農作業の方進めていただきたいと思います。また後で、農地パトロールのご案内と、皆さんの方から意見を聞きながら、進めたいと思っておりますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。また協議会の中で、西里の方だいが改良届とか完了届ありましたけども、たまたま、1番の岡崎委員が現地確認者、今日、欠席ということで、とりあえず、報告だけになろうかと思いますが、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

○ 事務局（嶋田）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは議事録署名員を指名したいと思います。4番の関委員。5番の奥山委員お願いいたします。それでは日程第2、議案の審議に入ります。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号41番 所在地 大字吉田字馬場●●、田、ほか9筆、合計8,784㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作することです。

次に、申請番号42番 所在地 大字溝延字千苅●●、田、ほか2筆、合計3,603㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作することです。

次に資料の2ページ、申請番号43番 所在地 谷地字所岡●●、田、ほか1筆、合計2,133㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作することです。

次に、申請番号44番 所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、ほか11筆、合計15,192㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作することです。

次に、資料の 3 ページ、申請番号 45 番 所在地 大字溝延字馬場●●、田、ほか 3 筆、合計 9,089 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 46 番 所在地 大字岩木字岩木東●●、田、1,328 m²、1 筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に、申請番号 47 番 所在地 大字吉田字吉田東●●、田、ほか 2 筆、合計 4,709 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 48 番 所在地 谷地字東●●、田、ほか 6 筆、合計 1,124.4 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に、資料の 4 ページ、申請番号 49 番 所在地 西里字天満●●、田、ほか 2 筆、合計 5,070 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に申請番号 50 番 所在地 西里字両所●●、田、1,332 m²、1 筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

以上 10 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

今、事務局の方から報告ありました。何か皆さんから質問ございませんか。

（なし）

はい、それでは次に進みたいと思います。法第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 5 ページ、報第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号 109 番、所在地 西里字浦田●●、畑、1,383 m²のうち 310 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●の法定相続人代表、●●さんとの農地法での賃貸借契約の

合意解約です。理由につきましては、受け人の労力不足のためとのことです。

次に申請番号 110 番及び 111 番、所在地 谷地字東●●、田、776 ㎡、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 23 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、耕作者の●●さんが買い受けるためです。

次に、申請番号 112 番及び 113 番、所在地 西里字両所●●、田、1,332 ㎡、1 筆です。先の報第 11 号でご審議いただきましたが、受け人だった●●さんが相続により当該農地を取得したことによる賃貸借契約の合意解約になります。

次に資料の 6 ページ、申請番号 114 番から資料 8 ページ申請番号 123 番につきましては、それぞれ記載のと通りの賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、古佐川河川整備事業にかかる用地買収のための解約となります。

以上 15 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんか。

（なし）

はい。皆さんからなければ、そのまま進めさせてください。はい。それでは次に移ります。議第 22 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の 9 ページ、議第 22 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。申請番号 42 番、売買による所有権移転です。所在地 西里字浦田●●、畑、749 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け人の希望によるものです。

次に申請番号 43 番、売買による所有権移転です。所在地 大字岩木字岩木●●、畑、614 ㎡、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためです。

次に申請番号 44 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字不動木●●、畑、ほか 1 筆、合計 1,019 ㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

次に、申請番号 45 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字弥勒寺●●、田、507

m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためです。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。42 番から順次をお願いします。

（42 番）

○ 逸見委員

42 番見て参りました。さちっと畑になっておりまして、現在ねぎとかじゃがいもが植えられていました。きれいになっておりましたので問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい。43 番をお願いします。

（43 番）

○ 堀委員

受人の家の隣の畑です。状況は草が生えているような状態でした。購入後手入れをするのか、受人が留守で確認はできませんでした。

○ 議長（会長）

受人はきちんとされている方ですか。

○ 堀委員

ちゃんとしている方です。

○ 議長（会長）

わかりました。44 番をお願いします。

（44 番）

○ 押野委員

この農地は、路地さくらんぼと梅をしております、物置小屋もあります。草が伸びていてあまり管理はあまりよくないですけれども、受人は専門でやっているのですから大丈夫だと思います。売買価格があれだなと思いますけれどもお互いのあれなので、問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい。次 45 番をお願いします。

(45 番)

○ 安部委員

45 番ですが、調査したところ地目田んぼになってますけれども、田んぼではなく草を刈ったばかりのような状況でした。受人も弥勒寺の方で 77 歳ですが自宅が 50m 先で自宅近くということで購入されたということでした。受人自体は問題ないです。

○ 議長（会長）

はい。今現地報告ありましたが、皆さんから何かご意見ありますか。
高橋委員。

○ 高橋委員

44 番ですが、売買価格お互いに色々あるんだべけど、それなりに値打のある場所なんだが。

○ 押野委員

そうではないです。路地さくらんぼと梅の木が点在していて形も変形です。不動木あたりはまっすぐな形の畑はないので。売買価格は高いんですけどもお互いで決めているので。

○ 高橋委員

同じ苗字だから親戚とかなのか。

○ 押野委員

そこまで確認しておりません。

○ 議長（会長）

事務局。

○ 事務局（嶋田）

事務局の方でも金額が高かったのを確認したところ、昔から売買の約束をしていて仮登記もされているので、昔の契約書の金額ということでしたが、現在の売買価格と差がありますので、再度買う方と話し合いをしていただくようお願いして決まった金額です。

○ 議長（会長）

あと皆さんから、なければこのように許可したいと思います。

次、議第 23 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 10 ページをお開きください。議第 23 号 農用地利用集積計画（案）の決

定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料11 ページの総括表をご覧ください。賃借権の設定が9件、所有権移転が2件の合計11件です。

資料12 ページ、所有権移転です。申請番号214番、所在地 谷地字下野●●、畑、ほか2筆で合計1,578 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当253,485円、総額400,000円です。

次に、申請番号215番、所在地 谷地字東●●、田、776 m²、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は10a当200,000円、総額155,200円です。

次に、資料の13ページからは、中間管理事業による賃借権の設定です。申請番号217番から資料14ページの申請番号224番につきましては、中間管理事業による賃借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上11件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

今説明がありました。何か皆さんからご質問ご意見ありませんか。

○ 布川委員

ひとつ提案というか意見ですけれども、今農業の機械化ということで自動化が流行っていて、システムを使うと、基地局を役場にアンテナを付けてもらおうと直進が自動でできると。3cmの誤差しかないということで推進していると思いますけども、山形市とか尾花沢市は基地を立ててやってまして、河北町でもなんとかならないのかなという要望をしたいなと思っています。お金もかかりますし、今はスマート農業ということで1/3の助成があるとか話も聞いておりますし要望です。

○ 議長（会長）

農業委員会事務局長と農林課長兼務ですので、どのくらい経費がかかるのか、費用対効果はどのくらいあるのか、その辺調査するところから要望したいと思います。

それでは、総会の方、これで終了します。

午後4時36分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
